

## 令和5年度保険税率と東京都提示標準保険税率の比較

		令和5年度 保険税率(A)	令和5年度年度 標準保険税率 (B)	差 (B-A)
医療分	所得割(%)	5.00	7.91	2.91
	均等割(円)	27,000	47,373	20,373
後期支援分	所得割(%)	2.17	2.76	0.59
	均等割(円)	12,800	15,981	3,181
介護分	所得割(%)	1.73	2.42	0.69
	均等割(円)	13,500	17,713	4,213
医療+後期+介護	所得割(%)	8.90	13.09	4.19
	均等割(円)	53,300	81,067	27,767

## 標準保険税率の推移

		令和4年度 標準保険税率	令和5年度 標準保険税率	増 (B-A)
医療分	所得割(%)	7.50	7.91	0.41
	均等割(円)	44,191	47,373	3182
後期支援分	所得割(%)	2.46	2.76	0.30
	均等割(円)	14,061	15,981	1920
介護分	所得割(%)	2.50	2.42	-0.08
	均等割(円)	18,194	17,713	-481
医療+後期+介護	所得割(%)	12.46	13.09	0.63
	均等割(円)	76,446	81,067	4,621

令和5年度確定係数に基づく標準保険税率と各市の税率差

	①都道府県標準保険料率		②区市町村標準保険料率(2方式)						合計 医療+後期+介護 ①		令和5年度税率 ②		差①-②		26市順位	
	所得割(%)	均等割(円)	医療分		後期支援金分		介護納付金分		所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
			所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
医療分	8.47	50,736														
後期分	2.77	16,069														
介護分	2.39	17,508														
八王子市	7.57	45,309	2.65	15,379	2.28	16,680	12.50	77,368	11.95	73,300	0.55	4,068	25	26		
立川市	8.37	50,101	2.76	16,012	2.41	17,611	13.54	83,724	10.51	58,300	3.03	25,424	20	14		
武蔵野市	7.69	46,017	2.73	15,804	2.39	17,479	12.81	79,300	8.70	50,900	4.11	28,400	9	10		
三鷹市	8.32	49,818	2.73	15,800	2.37	17,339	13.42	82,957	8.80	52,200	4.62	30,757	2	5		
青梅市	7.61	45,584	2.78	16,088	2.45	17,959	12.84	79,631	9.80	54,000	3.04	25,631	19	13		
府中市	8.38	50,170	2.81	16,311	2.42	17,687	13.61	84,168	7.78	41,000	5.83	43,168	1	1		
昭島市	8.17	48,935	2.72	15,767	2.37	17,381	13.26	82,083	9.55	53,500	3.71	28,583	11	9		
調布市	8.21	49,128	2.79	16,149	2.43	17,794	13.43	83,071	9.25	51,300	4.18	31,771	7	4		
町田市	8.10	48,524	2.68	15,525	2.31	16,876	13.09	80,925	10.28	63,200	2.81	17,725	21	23		
小金井市	7.37	44,145	2.69	15,598	2.33	17,037	12.39	76,780	10.09	54,000	2.30	22,780	23	19		
小平市	7.95	47,596	2.71	15,684	2.34	17,137	13.00	80,417	9.37	52,600	3.63	27,817	13	11		
日野市	7.94	47,516	2.78	16,120	2.39	17,469	13.11	81,105	9.40	57,900	3.71	23,205	11	17		
東村山市	8.15	48,800	2.74	15,886	2.37	17,334	13.26	82,020	10.10	64,600	3.16	17,420	18	24		
国分寺市	7.54	45,125	2.71	15,734	2.36	17,278	12.61	78,137	8.83	54,000	3.78	24,137	10	16		
国立市	7.47	44,699	2.75	15,948	2.38	17,428	12.60	78,075	9.15	41,000	3.45	37,075	14	2		
西東京市	8.08	48,379	2.80	16,205	2.38	17,405	13.26	81,989	8.73	52,400	4.53	29,589	3	7		
★ 福生市	7.91	47,373	2.76	15,981	2.42	17,713	13.09	81,067	8.90	53,300	4.19	27,767	6	12		
狛江市	7.34	43,920	2.72	15,758	2.35	17,213	12.41	76,891	9.22	51,500	3.19	25,391	17	15		
東大和市	7.27	43,531	2.65	15,335	2.24	16,411	12.16	75,277	12.37	63,600	-0.21	11,677	26	25		
清瀬市	8.55	51,181	2.64	15,308	2.33	17,055	13.52	83,544	9.25	51,000	4.27	32,544	4	3		
東久留米市	7.95	47,583	2.70	15,661	2.34	17,156	12.99	80,400	9.55	62,000	3.44	18,400	15	22		
武蔵村山市	8.03	48,067	2.73	15,798	2.27	16,593	13.03	80,458	9.81	58,900	3.22	21,558	16	20		
多摩市	8.08	48,363	2.75	15,950	2.40	17,550	13.23	81,863	9.03	51,600	4.20	30,263	5	6		
稲城市	7.52	45,015	2.80	16,213	2.36	17,256	12.68	78,484	8.54	55,500	4.14	22,984	8	18		
あきる野市	7.20	43,126	2.74	15,858	2.36	17,255	12.30	76,239	9.84	54,900	2.46	21,339	22	21		
羽村市	7.64	45,730	2.67	15,485	2.30	16,871	12.61	78,086	10.43	49,300	2.18	28,786	24	8		

# 税率改定試算結果

資料 6 - 3

令和6年度以降 税率改定試算結果

R5標準税率

15年間で赤字解消		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
医療分	所得割(%)	4.70	4.80	4.80	4.80	4.80	5.00	5.00	5.58	5.58	6.16	6.16	6.74	6.74	7.32	7.32	7.91
	均等割(円)	24,000	25,000	25,000	25,000	25,000	27,000	27,000	31,000	31,000	35,000	35,000	39,000	39,000	43,000	43,000	47,373
後期支援分	所得割(%)	1.80	2.00	2.00	2.00	2.00	2.17	2.17	2.29	2.29	2.41	2.41	2.53	2.53	2.65	2.65	2.76
	均等割(円)	11,000	11,900	11,900	11,900	11,900	12,800	12,800	13,400	13,400	14,000	14,000	14,700	14,700	15,300	15,300	15,981
介護分	所得割(%)	1.30	1.55	1.55	1.55	1.55	1.73	1.73	1.87	1.87	2.01	2.01	2.15	2.15	2.29	2.29	2.42
	均等割(円)	11,000	12,400	12,400	12,400	12,400	13,500	13,500	14,300	14,300	15,100	15,100	15,900	15,900	16,800	16,800	17,713
合計	所得割(%)	7.80	8.35	8.35	8.35	8.35	8.90	8.90	9.74	9.74	10.58	10.58	11.42	11.42	12.26	12.26	13.09
	均等割(円)	46,000	49,300	49,300	49,300	49,300	53,300	53,300	58,700	58,700	64,100	64,100	69,600	69,600	75,100	75,100	81,067

税収額(千円)R4試算結果	-	-	-	-	-	-	-	1,044,737	1,141,487	1,141,487	1,235,908	1,235,908	1,328,798	1,328,798	1,419,465	1,419,465	1,511,840
増収額(千円)R4試算結果	-	-	-	-	-	-	-	0	96,751	0	94,420	0	92,891	0	90,667	0	92,375
伸び率(%)	-	-	-	-	-	-	-	0.0	9.3	0.0	8.3	0.0	7.5	0.0	6.8	0.0	6.5
決算値現年分	1,109,856	1,146,815	1,074,798	1,045,519	1,029,580	1,116,737											

収納率向上分(税収額×収納率向上分(0.15%))		-	-	-	-	-	-	1,567	1,712	1,712	1,854	1,854	1,993	1,993	2,129	2,129	2,268
保険者努力支援分増		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他繰入金		652,445	595,000	585,000	585,000	575,000	638,000										
<b>削減額</b>		92,318	57,809	10,744	▲ 509	10,000	▲ 61,433	98,463	1,712	96,274	1,854	94,884	1,993	92,796	2,129	94,643	

予算推計ベースH30赤字額	609,586
削減額計	593,677

# 国保新聞

発行所  
国民健康保険中央会  
郵便番号100-0014  
東京都千代田区永田町1丁目  
11番35号全国町村会館内  
URL://www.kokuho.or.jp  
TEL:03(3581)6821(代)

国保のことは  
2017年3月改訂版



平成30年度  
国保制度改革に  
対応！  
発行:公益社団法人  
国民健康保険中央会  
お申し込み:  
(株)社会保険出版社  
TEL.03(3291)9841

# 保険料統一で目標年度

## 国保運営方針に記載を

厚生労働省

厚生労働省は6月20日、都道府県が策定する「国保運営方針」の指針となる策定要領を改定し、都道府県に通知した。都道府県内の保険料水準を統一する目標年度の記載を求めたほか、統一の定義について同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」をめざすのが望ましいと記述。6年度からの次期運営方針を「保険料水準の平準化に向けた取り組みを一段と加速するための期間」と位置付けた。保険料水準の統一によって、国保財政の安定化や被保険者間の公平性の確保が図られるとしている。法定外繰り入れの解消目標年度の記載も求めた。

## 改定「策定要領」に明記

### 「完全統一」めざす

国保運営方針は、国保制度の財政運営主体となつた都道府県が、市町村と一体となつて運営して

いくための統一の方針を定めたもの。今回、各都道府県が6年度から運営方針を具直すに合わせ、策定要領を改定した。策定要領は地方自治法に基く「技術的助言」。新しい策定要領は「保

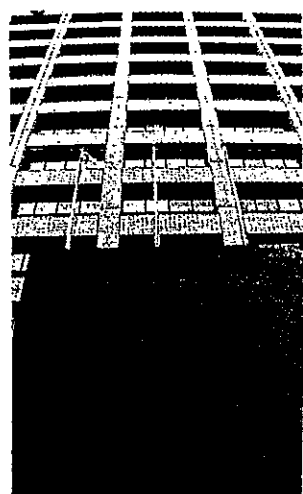
險料水準の平準化に関する事項」を運営方針の必須記載事項とするなど、3年と今年法の改正の内容を反映させている。保険料水準の統一をよりいっそう推進していくため、統一の目標年度や統一の定義、統一に向けた

検討体制やスケジュールを記載するよう求めたのが特徴だ。

「統一」の定義については、①同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」

②各市町村の納付金に医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」の大きく2種類がある

「将来的には、都道府県内の保険料水準の「完全統一」をめざすことが望ましい」としたうえで、まずは2次医療圏ごとの



統一するなど段階実施も可能とした。

都道府県ごとに統一の定義を定め、その定義に則った統一の目標年度を記載することになる。2次医療圏ごとの統一から始める都道府県は、「2次医療圏ごと」「都道府県単位」の両方の統一目標年度を記載する。

厚生労働省の調べによると、現在の運営方針で、統一の目標年度を定めている都道府県は18。うち、大阪府や奈良県など6道府県が「完全統一」の目標年度を定めている。両府県は統一時期を6年度と定めている。

策定要領は、統一によって「市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者で、高額な医療費が発生した場合

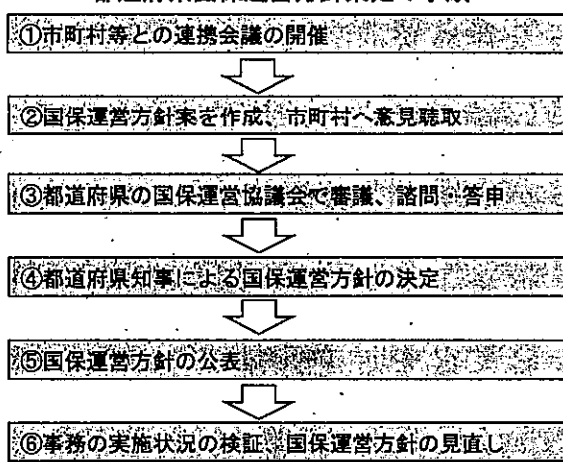
者や議会に理解いたたくことは非常に困難」という意見もあり、全都道府県で統一の目標年度が定められるかどうかは不透明だ。

法定外繰り入れの解消は、都道府県全体としての解消目標年度を運営方針に定めているのは現在7府県。そのほか、▽新たに法定外繰り入れをする市町村が発生した場合の対応方針(原則翌年度の解消等)▽法定外繰り入れ等の解消を進める上での都道府県の取り組み内容

の年度間の保険料の変動を抑えることができる」「都道府県内のごとに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となり、被保険者間の公平性の観点から望ましい」としている。

ただ、都道府県によっては市町村から「医療費水準が低い市町村にとつて、医療サービス等は変わらないまま、他の市町村の医療費を賄うために納付金や国保税が上がってしまう」とは、被保険者や議会に理解いたたくことは非常に困難」という意見もあり、全都道府県で統一の目標年度が定められるかどうかは不透明だ。

### 都道府県国保運営方針策定の手順



### 国保運営方針策定要領(5年6月改正版)のポイント

- 6年4月から、保険料水準の平準化、医療費適正化、事務の広域化等は必須記載事項に、法定外繰り入れの解消は努力義務
- 保険料水準の統一は、同一都道府県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金算定基礎額ベースにおける統一」の大きく2つの手法があるが、将来的に、「完全統一」を目指すことが望ましい。まずは2次医療圏ごとに統一するなど、段階的に進めることも考えられる
- 保険料水準の平準化に関する事項は、「統一に向けた基本的な考え方」「統一の定義に関する事項」「統一の目標年度に関する事項」「統一に向けた検討の組織体制やスケジュールに関する事項」を記載
- 法定外繰り入れについては、「都道府県全体としての法定外繰り入れ等の解消目標年度」「新たに法定外繰り入れを行う市町村が発生した場合の対応方針(原則翌年度の解消等)」「法定外繰り入れ等の解消を進める上での都道府県としての取組内容」を記載
- 住民サービスの向上、均てん化につながるような事務の標準化、広域化及び効率化に関する事項(葬祭費の給付額の統一や一部負担金の減免基準の統一等)については、保険料水準の統一の議論と並行して検討
- 市町村は、7年度末までには「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準化基準に適合するシステムの導入が義務付けられていることを踏まえ、国保の「市町村事務処理標準システム」の導入に向けたスケジュールを記載
- 国保運営方針は「おおむね6年ごと」に定める
- 国保運営方針に基づく取り組みの状況を「おおむね3年ごと」に把握・分析し、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて必要な見直し

を運営方針に記載することを求めている。